

まちなかで頑張る
あなたを応援します

直方市商店リフォーム補助金制度の 概要について

直方市中心市街地の賑わいの向上を図るため、中心市街地の商業地域で小売業等の補助対象事業を営む事業者等に対し、店舗改装費への補助金を交付します。

補助の条件等

補助対象者

- 中心市街地内の商業地域であって・・・
- ・新たに自ら賃借又は購入した空き店舗で、補助対象となる事業を営もうとするもの
- ・既に補助対象となる事業を営んでいるもの

補助条件

- ・市町村税の滞納がないこと
- ・営業に許可や免許が必要な場合は、既に許認可等を得ているか、得る見込みが高いこと
- ・暴力団、暴力団員、暴力団関係団体及び暴力団関係者でないこと など

補助対象事業

以下の業種であって、要綱に規定する営業時間、風営法に該当しない等の要件を満たすもの。

- ・小売業
- ・飲食店
- ・持ち帰り・配達飲食サービス業
- ・洗濯・理容・美容・浴場業 ほか
- ・生活関連サービス業
- ・文化教育、健康、世代間交流などの運営

補助対象経費

中心市街地の歩行者・自転車通行量の増加、顧客満足度向上、売上高増加に直結する工事で、以下の経費の総額が 50 万円以上となる商店リフォーム工事

- ・内装工事費
- ・外装工事費
- ・上記に関連する給排水工事・電気工事等に係る経費
- ・建物と一体的な什器、備品の購入に係る経費（税抜き 1 品 1 万円以上）

補助対象とならない経費

- ・住居部分、構造躯体など、直接事業の用途に付さない部分に係る経費
- ・一般的に建物所有者が整備すべき部分に係る経費及び解体費用

補助金支給額

- 市外業者施工分を除く補助対象経費の・・・
- ・新規店：対象経費の 1/2、既存店 1/3
- ・上限 50 万円

○工事完了及び同届出を平成 29 年 2 月末までに終えることが条件。

○申請、交付決定前の工事は対象となりませんので、ご注意ください

○詳細は、直方市商店リフォーム補助金交付要綱を必ずご確認ください。

問い合わせ先

直方市商工観光課（商業観光係）

TEL 0949-25-2156

E-mail n-shoko@city.nogata.fukuoka.jp